

## 漂流・漂着軽石の除去等への対策を求める意見書

小笠原諸島の海底火山噴火の影響で大量の軽石が沖縄近海に漂流・漂着し、県内及び本市の水産業や観光業等において、被害が発生しています。

とりわけ本市の水産業においては、糸満漁業協同組合所属の約 150 隻の漁船の 8 割が出航を見送っている状況であり、水揚げ量の減少は漁業所得の低下はもとより、県民の食卓や飲食店への影響も強く懸念されます。軽石被害が長期化となった場合、12 月から始まるソデイカ漁にも影響を受けることになり、コロナ禍による消費の落ち込み等の影響で所得の減少にさらなる追い打ちをかけることから漁業関係者は強い不安を抱えています。

特に、海路により運ばれる生活物資や産業用資材等の停滞は、県民生活や県経済全体に深刻な被害を及ぼすことが予想されるため、早急に下記の施策を実現するよう強く要求します。

### 記

- 1 軽石被害は大規模な自然災害が原因であり、その範囲も他県にまたがり、長期化が予想されることから、国及び県による軽石漂流・漂着の早急な除去等を行うこと。
- 2 自治体、水産業及び観光業等が独自に軽石の除去・清掃作業を行った際の同作業及び処分等に係る費用負担の支援を行うこと。
- 3 軽石被害を最小限にするため、漂流予測や現在の分布状況等の最新情報を水産及び観光団体等へ迅速に提供すること。
- 4 軽石被害による水産及び観光関係事業者等への休業補償を含む経済的損失への支援を行うこと。
- 5 漂流軽石関連の被害は長期化することが見込まれるため補償制度の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 11 月 30 日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事